

新年度の事業計画 きまる

建設事業に一億八千万円

町道の舗装は十七路線七千米

昭和四十五年度の町一般会計予算は、総額で四億八千六百六十六万円になり、前年度を一九、二%を上廻る大型予算となりました。

内容的には総額の四五%にあたる一億八、五〇〇万円が建設事業にあてられ、前年度にひきつづき意欲的な投資型予算になっております。

次にその主な事業の概要を記してみましよう。

青年館の建設

上町、両国新田、関場、立合の四部落に木造平家建各一棟を建設するもので、工事費六五五万円

農業構造改善事業

本紙三月号にてお知らせしました農業近代化施設、カントリエレベーターの建設費を中心として計画しております。予算額六九〇万円

公営住宅の建設

前年度建設の栗山団地隣へ第二種住宅十棟を建設、予算額は用地費を含め、一、五六〇万円、また同所に特別県営住宅三〇戸の建設も予定され、町民の住宅需要にこたえ

国民保養センターの建設

風光明媚な海岸町有地に、

県道の舗装と改良

舗装は坂田、木戸台、中台、桜前、屋形、改良は坂田、小堤、北清水。排水路整備として栗山、上町、町原、中台の各路線を計画しており、この負担金五九七万円

以上のほか、栗山川漁港改良事業一、六五〇万円、消防施設整備事業二九万円、坂田農村協同館建設事業一三〇万円、商工会街路灯建設事業補助一五〇万円等が計上されております。

議会だより

昭和四十五年度予算など議案三十二件審議

三月の定例町議会は五日告示、十二日午前十時招集され、二十二議案について審議の結果、原案通り可決されました。

▼議案第一号、非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(町が委嘱した各委員会の委員、町医、校医、地区総務委員、納税組合長等の報酬額を引上げるもの)

▼議案第二号、横芝町保育所条例の一部改正(東町に新設する横芝第二保育所を含め町立四保育所の名称、位置及び定員数を定めるもの)

▼議案第五号横芝町営住宅管理条例の一部改正(栗山地区に新築のものを含め、五十八棟の町営住宅の家賃月

なお、予算の内容分析や町の財政状況につきましては、五月号で報告いたします。



自衛官募集

▼議案第三号、横芝町青年館設置及び管理に関する条例の一部改正(北清水青年館の新設を定めるもの)

▼議案第四号、横芝町国民健康保険条例の一部改正(助産費を一万円に、葬祭費を五千円に、育児手当を月額五百円に改め本年年度から実施するもの)

▼議案第五号横芝町営住宅管理条例の一部改正(栗山地区に新築のものを含め、五十八棟の町営住宅の家賃月

▼議案第十四号、山武郡市視聴覚教材センター協議会の

4億866万円 昭和45年度一般会計予算

- 額を改め、竜ヶ塚団地の第一種住宅十棟は二、七〇〇円、栗山団地の第一種住宅(新築のもの)十棟は四、三〇〇円、第二種住宅の栗山団地五棟と竜ヶ塚団地十棟は一、七〇〇円、栗山団地の旧建築のものは二、〇〇〇円、同団地の新築のものは三、〇〇〇円に引上げるもの)
- ▼議案第六号、臨海寮使用料条例を廃止する条例(略)
- ▼議案第七号、横芝町有線放送電話施設の設置及び管理に関する条例の一部改正(略)
- ▼議案第八号、横芝町中央公民館設置及び管理に関する条例の制定(略)
- ▼議案第九号、横芝町職員定数条例の一部改正(町職員定数を三名増加し、九十七人とするもの)
- ▼議案第十号、千葉県市町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部改正(略)
- ▼議案第十一号、千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部改正(略)
- ▼議案第十二号、東金市外三町村計算センター協議会規約の一部改正(略)
- ▼議案第十三号、八日市場市外三町消防組合の設立(八日市場市、野栄町、光町、横芝町で、消防に関する事務を共同処理するため組合を設置するもの)
- ▼議案第十四号、山武郡市視聴覚教材センター協議会の設置(東金市ほか八町村で視聴覚教材の購入、利用、指導、研究等の事務を共同で行う組織を設置するもの)
- ▼議案第十五号、昭和四十四年度一般会計補正予算の議定
- ▼議案第十六号、昭和四十四年度国保特別会計補正予算の議定
- ▼議案第十七号、昭和四十四年度老人ホーム特別会計補正予算の議定
- ▼議案第十八号、昭和四十五年度一般会計予算の議定(予算総額四億八千六百六十六万円)
- ▼議案第十九号、昭和四十五年度国保特別会計予算の議定(予算総額一億二、四〇〇万円)
- ▼議案第二十号、昭和四十五年度有線放送電話特別会計予算の議定(予算総額一、二二〇万一千円)
- ▼議案第二十一号、昭和四十五年度老人ホーム特別会計予算の議定(予算総額一、二五二万四千円)
- ▼議案第二十二号、横芝町農業振興地域協議会設置条例の制定(従前の農業構造改善事業協議会を解消し、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて「横芝町の農業振興施策を樹立、実施に関する諸条件の調査審議を行う」町長の諮問機関」とするもの)